

○ 労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（労働金庫の付随業務） 第四十二条 「略」 〔2〕4 略〕 5 法第五十八条第二項第十六号の二及び第十七号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引のうち、次に掲げる取引以外の取引とする。 一 「略」 二 暗号等資産（金融商品取引法第二条第二十四項第三号の二に規定する暗号等資産をいう。以下同じ。）又は暗号等資産関連金融指標（同法第八十五条の二十二第一項第一号に規定する暗号等資産関連金融指標をいう。第四十五条第三項第四号において同じ。）に係る取引 〔6〕12 略〕 （金庫の子会社の範囲等）	（労働金庫の付随業務） 第四十二条 「同上」 〔2〕4 同上〕 5 「同上」 一 「同上」 二 暗号資産（金融商品取引法第二条第二十四項第三号の二に規定する暗号資産をいう。以下同じ。）又は暗号資産関連金融指標（同法第八十五条の二十二第一項第一号に規定する暗号資産関連金融指標をいう。第四十五条第三項第四号において同じ。）に係る取引 〔6〕12 同上〕 （金庫の子会社の範囲等）

第四十五条 「略」

2 「略」

3 法第五十八条の三第一項第一号ロ又は第五十八条の五第二項第二号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるもの（労働金庫にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。

一 金庫の業務（第一号の六に掲げる業務に該当するものを除く。）の代理又は媒介

一の二 銀行又は信用金庫若しくは信用協同組合（これらの法人をもつて組織する連合会を含む。）の業務（第一号の六に掲げる業務に該当するものを除く。）の代理又は媒介

一の三 農業協同組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第三十二号）第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。第八十三条第三項及び第二百二十五条第四号ニ（6）において同じ。）若しくは農業協同組合連合会（同法第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。第八十三条第三項及び第二百二十五条第四号ニ（6）において同じ。）が行う同法第十一条第二項に規定する信用事業（第一号の六に掲げる業務に該当するものを除く。）、漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第四号の事業を行うものに限る。第八十三条第三項及び第二百二十五条第四号ニ（7）において同じ。）若しくは漁業協同組合連合会（同法第八十七条第一項第四号の事業

第四十五条 「同上」

2 「同上」

3 「同上」

一 金庫の業務（第一号の五に掲げる業務に該当するものを除く。）の代理又は媒介

一の二 銀行又は信用金庫若しくは信用協同組合（これらの法人をもつて組織する連合会を含む。）の業務（第一号の五に掲げる業務に該当するものを除く。）の代理又は媒介

一の三 農業協同組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第三十二号）第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。第八十三条第三項及び第二百二十五条第四号ニ（6）において同じ。）若しくは農業協同組合連合会（同法第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。第八十三条第三項及び第二百二十五条第四号ニ（6）において同じ。）が行う同法第十一条第二項に規定する信用事業（第一号の五に掲げる業務に該当するものを除く。）、漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第四号の事業を行うものに限る。第八十三条第三項及び第二百二十五条第四号ニ（7）において同じ。）若しくは漁業協同組合連合会（同法第八十七条第一項第四号の事業

を行うものに限る。第八十三条第三項及び第二百二十五条第四号ニ(7)において同じ。)若しくは水産加工業協同組合(同法第九十三条第一項第二号の事業を行うものに限る。第八十三条第三項及び第二百二十五条第四号ニ(7)において同じ。)若しくは水産加工業協同組合連合会(同法第九十七条第一項第二号の事業を行うものに限る。第八十三条第三項及び第二百二十五条第四号ニ(7)において同じ。)が行う同法第五十四条の二第二項に規定する信用事業(第一号の六に掲げる業務に該当するものを除く。又は農林中央金庫の業務(同号に掲げる業務に該当するものを除く。)の代理又は媒介

一の四 「略」

一の五 資金決済に関する法律第二条第十一項に規定する電子決済手段関連業務

一の六・一の七 「略」

二・二の二 「略」

二の三 労働金庫電子決済等代行業(法第八十九条の五第二項に規定する労働金庫電子決済等代行業をいう。以下同じ。)に係る業務又は当該業務と併せ営む銀行法第二条第二十一項に規定する電子決済等代行業に係る業務

三・三の五 「略」

四 金融商品取引法第二条第八項第七号、第十三号及び第十五号に掲げる行為(同号に掲げる行為にあつては、暗号等資産の価値等(暗号等資産の価値、暗号等資産関連オプション(同法第

を行うものに限る。第八十三条第三項及び第二百二十五条第四号ニ(7)において同じ。)若しくは水産加工業協同組合(同法第九十三条第一項第二号の事業を行うものに限る。第八十三条第三項及び第二百二十五条第四号ニ(7)において同じ。)若しくは水産加工業協同組合連合会(同法第九十七条第一項第二号の事業を行うものに限る。第八十三条第三項及び第二百二十五条第四号ニ(7)において同じ。)が行う同法第五十四条の二第二項に規定する信用事業(第一号の五に掲げる業務に該当するものを除く。又は農林中央金庫の業務(同号に掲げる業務に該当するものを除く。)の代理又は媒介

一の四 「同上」

「号を加える。」

一の五・一の六 「同上」

二・二の二 「同上」

二の三 労働金庫電子決済等代行業(法第八十九条の五第二項に規定する労働金庫電子決済等代行業をいう。以下同じ。)に係る業務又は当該業務と併せ営む銀行法第十七条に規定する電子決済等代行業に係る業務

三・三の五 「同上」

四 金融商品取引法第二条第八項第七号、第十三号及び第十五号に掲げる行為(同号に掲げる行為にあつては、暗号資産の価値等(暗号資産の価値、暗号資産関連オプション(同法第百八十

百八十五条の二十三第一項に規定する暗号等資産関連オプショ
ンをいう。）の対価の額又は暗号等資産関連金融指標の動向を
いう。第十四号並びに第五十一条第二項第一号及び第三項第一
号において同じ。）の分析に基づく投資判断（同法第二条第八
項第十一号ロに規定する投資判断をいう。第十四号並びに第五
十一条第二項第一号及び第三項第一号において同じ。）に基
いて財産の運用を行うものを除く。）を行う業務

〔五十三 略〕

十四 投資助言業務（金融商品取引法第二十八条第六項に規定す
る投資助言業務をいう。第九十四条の二第一項及び第九十四
条の三第一項において同じ。）又は投資一任契約（同法第二条第
八項第十二号ロに規定する投資一任契約をいい、暗号等資産の
価値等の分析に基づく投資判断の全部又は一部を一任されるも
のを除く。）に係る業務

〔十四の二 三十九 略〕

〔4 18 略〕

（専門子会社の業務）

第五十一条 〔略〕

2 法第五十八条の五第一項第二号に規定する内閣府令・厚生労働
省令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号か
ら第十号まで、第十三号、第十六号及び第十七号に掲げる行為を
行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務（

五条の二十三第一項に規定する暗号資産関連オプションをいう
。）の対価の額又は暗号資産関連金融指標の動向をいう。第十
四号並びに第五十一条第二項第一号及び第三項第一号において
同じ。）の分析に基づく投資判断（同法第二条第八項第十一号
ロに規定する投資判断をいう。第十四号並びに第五十一条第二
項第一号及び第三項第一号において同じ。）に基づいて財産の
運用を行うものを除く。）を行う業務

〔五十三 同上〕

十四 投資助言業務（金融商品取引法第二十八条第六項に規定す
る投資助言業務をいう。第九十四条の二及び第九十四条の三に
おいて同じ。）又は投資一任契約（同法第二条第八項第十二号
ロに規定する投資一任契約をいい、暗号資産の価値等の分析に
基づく投資判断の全部又は一部を一任されるものを除く。）に
係る業務

〔十四の二 三十九 同上〕

〔4 18 同上〕

（専門子会社の業務）

第五十一条 〔同上〕

2 〔同上〕

同項第一号に掲げる業務にあつては、第四十二条第六項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるもの並びに商品先物取引法第二条第二十一項に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二項第二号に掲げる業務にあつては、第四十二条第六項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるものに限る。）のほか、次に掲げるものとする。

一 金融商品取引法第二条第八項第七号及び第十一号から第十七号までに掲げる行為（同項第十二号、第十四号及び第十五号に掲げる行為にあつては、暗号等資産の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて財産の運用を行うものを除く。）並びに金融商品取引法施行令第一条の十二各号に掲げる行為を行う業務

〔二・三 略〕

3

法第五十八条の五第一項第三号及び第三号の二に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第十号及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務のほか、次に掲げるものとする。

一 金融商品取引法第二条第八項第十一号、第十二号及び第十四号に掲げる行為（同項第十二号及び第十四号に掲げる行為にあつては、暗号等資産の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて財産の運用を行うものを除く。）並びに金融商品取引法施行令第一条の十二第一号に掲げる行為を行う業務

3

一 金融商品取引法第二条第八項第七号及び第十一号から第十七号までに掲げる行為（同項第十二号、第十四号及び第十五号に掲げる行為にあつては、暗号資産の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて財産の運用を行うものを除く。）並びに金融商品取引法施行令第一条の十二各号に掲げる行為を行う業務

〔二・三 同上〕

〔同上〕

一 金融商品取引法第二条第八項第十一号、第十二号及び第十四号に掲げる行為（同項第十二号及び第十四号に掲げる行為にあつては、暗号資産の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて財産の運用を行うものを除く。）並びに金融商品取引法施行令第一条の十二第一号に掲げる行為を行う業務

〔二〇五 略〕

（金庫との間の契約に定めなければならない事項）

第八十二条の四 法第八十九条の六第二項第三号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める事項は、労働金庫電子決済等代行業者（同条第一項に規定する労働金庫電子決済等代行業者をいい、法第八十九条の十二第六項の規定により当該労働金庫電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者（銀行法第二十条第二十二項に規定する電子決済等代行業者をいい、金融サービスの提供に関する法律第十八条第二項の規定により当該電子決済等代行業者とみなされる金融サービス仲介業者（同法第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいう。以下同じ。）を含む。第八十二条の十六及び第五十二条の二の十八第一号において同じ。）を含む。以下同じ。）が労働金庫電子決済等代行業再委託者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。以下この項、第八十二条の八、第五十二条の二の八第二項、第五十二条の二の九及び第五十二条の二の十において同じ。）を受けて法第八十九条の五第二項各号に掲げる行為（第八十二条の二に掲げる行為を除く。）を行う場合において、当該労働金庫電子決済等代行業再委託者の業務（当該労働金庫電子決済等代行業者に委託した業務に関するものに限る。）に関して当該労働金庫電子決済等代行業再委託者が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために当該労働金庫電子決済等代行業者が行う措置並びに当該

〔二〇五 同上〕

（金庫との間の契約に定めなければならない事項）

第八十二条の四 法第八十九条の六第二項第三号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める事項は、労働金庫電子決済等代行業者（同条第一項に規定する労働金庫電子決済等代行業者をいい、法第八十九条の十二第六項の規定により当該労働金庫電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者（銀行法第二十条第十八項に規定する電子決済等代行業者をいい、金融サービスの提供に関する法律第十八条第二項の規定により当該電子決済等代行業者とみなされる金融サービス仲介業者（同法第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいう。以下同じ。）を含む。第八十二条の十六及び第五十二条の二の十八第一号において同じ。）を含む。以下同じ。）が労働金庫電子決済等代行業再委託者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。以下この項、第八十二条の八、第五十二条の二の八第二項、第五十二条の二の九及び第五十二条の二の十において同じ。）を受けて法第八十九条の五第二項各号に掲げる行為（第八十二条の二に掲げる行為を除く。）を行う場合において、当該労働金庫電子決済等代行業再委託者の業務（当該労働金庫電子決済等代行業者に委託した業務に関するものに限る。）に関して当該労働金庫電子決済等代行業再委託者が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために当該労働金庫電子決済等代行業者が行う措置並びに当該

労働金庫電子決済等代行業者が当該措置を行わないときに当該金庫が行うことができる措置に関する事項とする。

2
「略」

（暗号資産及び電子決済手段の取得等に係る情報の安全管理措置）

第九十四条の二 金庫は、その行う業務のうち、暗号等資産を取得し、又は保有することとなる業務及び暗号等資産に係る投資助言業務について、これらの業務の内容及び方法に応じ、当該業務に係る電子情報処理組織の管理を十分に行うための措置を講じなければならない。

2|| 金庫は、その行う業務のうち、電子決済手段（資金決済に関する法律第二条第五項に規定する電子決済手段をいい、暗号等資産に該当するものを除く。次条第二項において同じ。）を取得し、又は保有することとなる業務について、当該業務の内容及び方法に応じ、当該業務に係る電子情報処理組織の管理を十分に行うための措置を講じなければならない。

（暗号資産及び電子決済手段の取得等に係る健全性確保を図るための措置等）

第九十四条の三 金庫は、その行う業務のうち、暗号等資産を取得し、又は保有することとなる業務及び暗号等資産に係る投資助言業務について、暗号等資産の特性、取引の内容その他の事情に応じ、金

働金庫電子決済等代行業者が当該措置を行わないときに当該金庫が行うことができる措置に関する事項とする。

2
「同上」

（暗号資産の取得等に係る情報の安全管理措置）

第九十四条の二 金庫は、その行う業務のうち、暗号資産を取得し、又は保有することとなる業務及び暗号資産に係る投資助言業務について、これらの業務の内容及び方法に応じ、当該業務に係る電子情報処理組織の管理を十分に行うための措置を講じなければならない。

「項を加える。」

（暗号資産の取得等に係る健全性確保を図るための措置等）

第九十四条の三 金庫は、その行う業務のうち、暗号資産を取得し、又は保有することとなる業務及び暗号資産に係る投資助言業務について、暗号資産の特性、取引の内容その他の事情に応じ、金

じ、金庫の経営の健全性の確保を図り、及びこれらの業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な体制を整備する措置を講じなければならない。

2 金庫は、その行う業務のうち、電子決済手段を取得し、又は保有することとなる業務について、電子決済手段の特性、取引の内容その他の事情に応じ、金庫の経営の健全性の確保を図り、及び当該業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な体制を整備する措置を講じなければならない。

（臨時休業の届出等）

第百十二条 〔略〕

2 銀行法第十六条第一項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一〇四 略〕

五 当該金庫を所属労働金庫とする労働金庫代理業者（銀行法第五十二条の六十の二第二項の規定により労働金庫代理業者とみなされた金庫等（法第八十九条の四に規定する金庫等をいう。）を含む。）において当該金庫のために行う労働金庫代理業の業務の全部又は一部の休止に伴い金庫の業務の全部又は一部を休止する場合

〔3〃5 略〕

（労働金庫代理業の許可の申請書の記載事項）

庫の経営の健全性の確保を図り、及びこれらの業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な体制を整備する措置を講じなければならない。

〔項を加える。〕

（臨時休業の届出等）

第百十二条 〔同上〕

2 〔同上〕

〔一〇四 同上〕

五 当該金庫を所属労働金庫とする労働金庫代理業者（銀行法第五十二条の六十一第二項の規定により労働金庫代理業者とみなされた金庫等（法第八十九条の四に規定する金庫等をいう。）を含む。）において当該金庫のために行う労働金庫代理業の業務の全部又は一部の休止に伴い金庫の業務の全部又は一部を休止する場合

〔3〃5 同上〕

（労働金庫代理業の許可の申請書の記載事項）

第二百二十条 「略」

2 前項の規定にかかわらず、法第八十九条の四に規定する金庫等が銀行法第五十二条の六十の二第三項の規定に基づき届け出ることとされている銀行法第五十二条の三十七第一項第六号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める事項は、前項第三号及び第四号に掲げる事項とする。

3 「略」

(労働金庫代理業の許可の審査)

第二百二十五条 金融庁長官等及び厚生労働大臣は、法第八十九条の三第一項に規定する許可の申請があつた場合において、銀行法第五十二条の三十八第一項の規定による審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

「一」三 略」

四 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

「イ」ハ 略」

ニ 次のいずれかに該当する場合において、その取消しの日（更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日。へ及び次号イにおいて同じ。）前三十日以内にその法人の理事、監事、取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人若しくはこれらに準ずる者又は日本における代表者（銀行法第四十七条第二項に規定する日本における代表者を

第二百二十条 「同上」

2 前項の規定にかかわらず、法第八十九条の四に規定する金庫等が銀行法第五十二条の六十一第三項の規定に基づき届け出ることとされている銀行法第五十二条の三十七第一項第六号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める事項は、前項第三号及び第四号に掲げる事項とする。

3 「同上」

(労働金庫代理業の許可の審査)

第二百二十五条 「同上」

「一」三 同上」

四 「同上」

「イ」ハ 同上」

ニ 「同上」

いう。ト(2)において同じ。)であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

〔(1)～(4) 略〕

(5) 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号) 第百六条第二項若しくは協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第百八十三号) 第六条第一項において準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により解散を命ぜられ、又は協同組合による金融事業に関する法律第百六条の四の二第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により協同組合による金融事業に関する法律第百六条の三第一項の許可を取り消された場合

〔(6)～(11) 略〕

ホ 銀行法第五十二条の五十六第一項(長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第五項、法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第百六条の四の二第一項、農業協同組合法第九十二条の四第一項、水産業協同組合法第百八条第一項及び農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する場合を含む。)の規定により銀行法第五十二条の三十六第一項の許可、長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可、信用金庫法第八十五条の二第一項の許可、法第八十九条の三第一項の許可、協同組合による金融事業に関する法律第百六条の三第一項の許可、農業協同組合法第九十二条の二

〔(1)～(4) 同上〕

(5) 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号) 第百六条第二項若しくは協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第百八十三号) 第六条第一項において準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により解散を命ぜられ、又は協同組合による金融事業に関する法律第百六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により協同組合による金融事業に関する法律第百六条の三第一項の許可を取り消された場合

〔(6)～(11) 同上〕

ホ 銀行法第五十二条の五十六第一項(長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第五項、法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第百六条の五第一項、農業協同組合法第九十二条の四第一項、水産業協同組合法第百八条第一項及び農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する場合を含む。)の規定により銀行法第五十二条の三十六第一項の許可、長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可、信用金庫法第八十五条の二第一項の許可、法第八十九条の三第一項の許可、協同組合による金融事業に関する法律第百六条の三第一項の許可、農業協同組合法第九十二条の二第

第一項の許可、水産業協同組合法第百六条第一項の許可若しくは農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合、銀行法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、貸金業法第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、若しくは同法第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合又は金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項（第三号及び第四号を除く。）の規定により同法第十二条の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

へ
〔略〕

ト 次に掲げる者であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

〔1〕(4) 略〕

(5) 協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十七条の規定により解任を命ぜられた理事、監事若しくは会計監査人又は協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の二第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命

項の許可、水産業協同組合法第百六条第一項の許可若しくは農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合、銀行法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、貸金業法第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、若しくは同法第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合又は金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項（第三号及び第四号を除く。）の規定により同法第十二条の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

へ
〔同上〕

ト 〔同上〕

〔1〕(4) 同上〕

(5) 協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十七条の規定により解任を命ぜられた理事、監事若しくは会計監査人又は協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜら

ぜられた役員

〔6〕(11) 略

チ 〔略〕

〔五〕七 略

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)

第百五十二条の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第

二号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。

一 〔略〕

二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産(次に掲げるものに限る。)の合計額が三億円以上になると見込まれること。

〔イ・ロ 略〕

ハ 法第九十四条の二に規定する特定預金等(ハを除き、以下

「特定預金等」という。)、農業協同組合法第十一条の五に規定する特定貯金等、水産業協同組合法第十一条の十一に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十一第一項に規定する特定預金等、信用金庫法第八十九条の二第一項に規定する特定預金等、長期信用銀行法第十七条の二に規定する特定預金等、銀行法第十三条の四に規定する特定預金等、農林中央金庫法第五十九条の三に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法(平成十九

れた役員

〔6〕(11) 同上

チ 〔同上〕

〔五〕七 同上

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)

第百五十二条の十二 〔同上〕

一 〔同上〕

二 〔同上〕

〔イ・ロ 同上〕

ハ 法第九十四条の二に規定する特定預金等(ハを除き、以下

「特定預金等」という。)、農業協同組合法第十一条の五に規定する特定貯金等、水産業協同組合法第十一条の十一に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十一に規定する特定預金等、信用金庫法第八十九条の二に規定する特定預金等、長期信用銀行法第十七条の二に規定する特定預金等、銀行法第十三条の四に規定する特定預金等、農林中央金庫法第五十九条の三に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十

年法律第七十四号)第二十九条に規定する特定預金等 「三」ト 略」 チ 電子決済手段等取引業者に関する内閣府令(令和五年内閣 府令第 号)第四十三号に掲げるもの 三 「略」	四号)第二十九条に規定する特定預金等 「三」ト 同上」 「号の細分を加える。」 三 「同上」
備考 表中の「」の記載は注記である。	